

知的財産コーディネート業務公募概要

本知的財産コーディネート業務は、特許権及び意匠権等に代表される産業財産権の管理・活用のため、静岡大学浜松キャンパスに立地する情報学部、工学部及び電子工学研究所等の工学系各教員から創出される研究成果の特許・意匠出願を主として特許等の権利化、権利化した特許等の企業へのライセンス実施許諾あるいは譲渡により、大学の研究成果を社会に還元してきたところである。

一方、理学部及び農学部が立地する静岡キャンパスにおいては医薬品、バイオ、環境及び食品分野等のライフサイエンス分野において優れた研究成果が創出されており、静岡キャンパスにおける知的財産の創出支援・管理・活用の組織整備、推進、事業展開は急務であった。また、静岡県においても、中部地域でのフーズサイエンスヒルズプロジェクトや東部地域でのファルマバレープロジェクト等による既存産業の高度化と新たな食品関連産業の創出を通して、画期的な新薬創成と医療の質の向上を目指すプロジェクトが進められていた中において、静岡キャンパスの研究成果を有効に活用していくことは急務であった。

このため、平成18年度後期から知的財産コーディネート業務を業者委託することとし、第一段階として本学教員の研究分野の区分・分析や研究シーズの収集・発掘等を行った。第二段階として県中東部地域における企業ニーズの収集・分析、企業マップの作成等を平成19年度後期から平成20年度にかけ進めてきた中で数件の研究成果が企業と共同出願されている。

今後は第3段階として、平成20年度までに蓄積したデータ等を基に事業展開を行い、大学の研究成果の活用増大とともに、新たな研究シーズの創出や発掘による有用知的財産の更なる活用を図っていかねばならず、蓄積された知財活用ノウハウを基に事業成果が期待できる専門業者に知的財産のコーディネート業務を委託することは必須である。

以上、本コーディネート業務は専門業者に委託するものとするが、大学の研究成果の技術移転、事業化に向けた的確なアドバイス、権利化した特許等の企業への実施許諾、譲渡等のライセンス交渉、研究成果のうち将来的に実用化が可能と考えられるもの等についての権利化までの処理能力及び将来予測等については各専門業者特有のものであり、特定できないため、公募広告とし、専門業者の企画提案書により審査するものである。

知的財産コーディネート業務公募に関する内容

業務について

1. 件 名 知的財産コーディネート業務
2. 業務内容 静岡キャンパス（主として教育学部、理学部及び農学部）教員約400名のシーズの開拓、活用
知的財産の権利化
特許出願の支援・指導
技術移転に係るコーディネート業務
職務著作権、意匠権等獲得のための啓発並びに広報
ベンチャー起業化への助言等
3. 委託期間 平成21年4月1日～平成22年3月31日
4. 委託条件 上記業務を実施するために職員を国立大学法人静岡大学イノベーション共同研究センター静岡分室（静岡市駿河区大谷836番地）に派遣する。
勤務時間は休日（土、日、祝日及び年末年始等）を除き月～金曜日、9時から17時までとする。
職員は備え付けの出勤簿に捺印とともに業務日誌を作成するものとする。
知的財産本部において出張が必要な場合は、その費用は静岡大学旅費規則に基づき、直接本人に支払うものとする。但し、出張中の事故については派遣元がその責を負うものとする。
時間外勤務、休日勤務、安全衛生、福利厚生、休暇等に関しては、派遣元の就業規則に従うものとする。
5. 支払方法 代金の支払いは業務完了後、適法な請求書を受理した日から60日以内に支払うものとする。
6. その他 詳細については、知的財産本部職員の指示によるものとする。

業務委託に際しての留意事項

1. 提案内容
企画書
見積書
会社概要（他大学や企業・法人における実績など）
2. 審査における主な評価基準の概要
委託業務の内容を的確に判断し遂行できるか。
大学の研究成果の技術移転、事業化に向けた的確なアドバイスは可能か。
大学が権利化した特許等の企業への実施許諾、譲渡等のライセンス交渉能力は優れているか。

発明届けがあった研究成果のうち将来的に実用化が可能と考えられるもの等についての権利化までの処理能力及び将来予測等の能力は優れているか。

大学発ベンチャー起業の支援等の能力は優れているか。

予算に対して妥当であるか。

3. その他

プレゼンテーションについて

平成21年3月17日(火) 13時30分からイノベーション共同研究センター長室で行います。なお、プレゼンテーションの時間は1社15分程度を予定しています。

選定方法

提案された内容を基に総合的に審査・決定(万一、プレゼンテーション当日都合が悪い企業にあっては募集期限までに提案資料を郵送願いたい。)

その他

業者への説明会は本学からの依頼文書(電子メール又は郵送)をもって換えます。

提案資料に係る全ての経費は各社負担とし提出された提案書は返却しない。

募集期限は平成21年3月5日(木)とする。

委託業者は3月23日(月)に決定します。

照会先: 学術情報部産学連携チーム 副課長 中村幸夫

053-478-1666

仕 様 書

1. 件 名 知的財産本部コーディネート業務
2. 業務内容 静岡キャンパス（主として教育学部、理学部及び農学部）教員約400名の研究シーズの開拓、活用
知的財産の権利化
特許出願の支援・指導
技術移転に係るコーディネート業務
職務著作権、意匠権等獲得のための啓発並びに広報
ベンチャー起業化への助言等
3. 委託期間 平成21年4月1日～平成22年3月31日
4. 委託条件 上記業務を実施するために職員を国立大学法人静岡大学イノベーション共同研究センター静岡分室（静岡市駿河区大谷836番地）に派遣する。
勤務時間は休日（土、日、祝日及び年末年始等）を除き月～金曜日、9時から17時までとする。
職員は備え付けの出勤簿に捺印とともに業務日誌を作成するものとする。
知的財産本部において出張が必要な場合は、その費用は静岡大学旅費規則に基づき、直接本人に支払うものとする。但し、出張中の事故については派遣元がその責を負うものとする。
時間外勤務、休日勤務、安全衛生、福利厚生、休暇等に関しては、派遣元の就業規則に従うものとする。
5. 支払方法 代金の支払いは業務完了後、適法な請求書を受理した日から60日以内に支払うものとする。
6. その他 詳細については、知的財産本部職員の指示によるものとする。